

## 資料 3

令和 6 年 12 月 20 日

神奈川県環境農政局総務室長 佐藤 達也 殿

神奈川県環境農政局公共事業評価委員会  
委員長 小池 治

### 神奈川県環境農政局所管公共事業の対応方針（案）について（意見）

令和 6 年 12 月 6 日付け環総第 1103-14 号により送付された標記について、当委員会において検討した結果、次のとおり意見を具申します。

#### 【意見】

再評価及び事後評価対象の公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とするが、以下のとおり意見を取りまとめたので、今後の公共事業の実施にあたり留意されたい。

#### 1. 総論的意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用をかかげる SDGs（持続可能な開発目標）や生物多様性条約のネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方からも今後ますます重要になる。環境農政局においては、公共事業の実施に際し、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

なお、地球温暖化による気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施にあたっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。

#### 2. 各論的意見

##### （1）再評価対象事業

ア 山地災害重点地域総合対策事業（相模原市緑区関川地区、青山水源地地区、宮の沢地区）

本事業の対象地区は、令和元年の台風 19 号に伴う山腹崩壊や溪岸の浸食等により、水道施設（青山水源地地区）や斜面下方の人家や国道（宮の沢地区）、キャンプ施設（関川地区）への土砂流出が発生している森林域である。このまま放置すれば、下流の人家や公共

施設等に被害を及ぼすおそれがあることから、崩壊地を復旧し、溪流に堆積する不安定土砂の流出を抑制する工事を行うこととし、令和元年度から事業に着手したものである。

事業の進捗状況は、令和5年度までの工期実績で、現在の計画に対する進捗は事業量ベースで63%となっている。宮の沢地区と青山水源地地区の整備は令和4年度までに予定どおり完了しているが、関川地区については令和3～5年度の工事中における軟弱地盤への対応や、それに伴う工法変更等の対応に多くの時間と費用がかかり、整備に遅れが生じている。令和6年度には、前年度に実施した委託調査等の結果を踏まえて工種の変更や事業工程の見直しを行い、事業期間を令和9年までの9年間に延長する第3回全体計画の変更を行っている。

関川地区の現地視察では、軟弱地盤により治山工事が難航している現状が確認されたことから、現計画どおり事業を継続することを可とする。

(当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること)

関川地区のむしろ伏工では、工事のスピードとコストの観点から外来牧草を使用したとのことであるが、県は「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」を定めていることから、今後は直接在来種を使用し、在来植生の回復を図ることを望む。また、関川地区の工事現場では、令和5年に落石による事故も発生していることから、工事に際しては安全確保に最大の注意を払ってほしい。

## (2) 事後評価対象事業

### ア 林道開設事業(桧山林道)

本事業(桧山林道開設事業)の対象エリアは、南足柄市外五ヶ市町組合及び二ヶ市町組合から成る一部事務組合が所有する森林で、大正12年から平成11年までの77年間の期間、官行造林計画の契約が設定されていたが、その満了にともない、神奈川県森林づくり公社営林として再造林・管理され、公社廃止後は、県の承継分収林ならびに水源林として森林整備が行われているエリアである。一方で、一部事務組合が国から立木を買い取り、水源林として確保しているエリアもある。

本事業は、こうした中で、南足柄市を中心に結成された「桧山林道開設事業推進委員会」からの要望に基づいて計画されたもので、林業機械を使用した木材搬出などの作業効率の向上を図り、適正な森林整備及び保全を効率的に進めることを目的に、平成元年度から事業に着手し、令和元年度に工事を終了したものである。

事後評価に際しては、神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価実施要領に基づき、(ア)費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化(イ)事業効果の発現状況(ウ)事業により整備された施設の管理状況(エ)事業実施による環境の変化(オ)社会経済情勢の変化(カ)今後の課題等について、事後評価調書及び現地視察における担当部門からの説明等を踏まえ、検討を行った。

その結果、事業の十分な効果の発現を確認できたことから、今回をもって事業評価は終了する。

(今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映すべきこと)

今回視察した工事個所では、シカの採食により表土がむき出しになり、土砂が流出している箇所も見られた。林道は完成しているが、メンテナンス・コストを最小限に抑えるためには、法面へのシカの進入防止や土砂崩れ対策などを講じるとともに、森林の下層植生の回復を図ることが重要である。

また、神奈川地域森林計画は、「林道から 200m以内のスギ・ヒノキの人工林は、間伐による木材利用を積極的に進めるほか、伐採後は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種のスギ・ヒノキを植栽し、複層林などに誘導していく」としている。林道が完成したのであるから、この計画に沿って持続可能な森林管理に取り組むことが望まれる。

なお、同計画では、天然林及び林道から概ね 200m以遠の人工林については「多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林」を目指すとしている。このエリアには、平成 7年に林野庁の「水源の森百選」に選定された「足柄・桧山水源林」118ha があり、その 52%はケヤキやコナラ等の広葉樹林である。また、水源協定林も広葉樹が多いエリアである。生物多様性など森林の公益的機能を高度に発揮させるためには、シカ対策を含め、広葉樹林の整備にも積極的に取り組むことが重要である。